飲酒運転受刑者の手記

飲酒運転で失うものは計りしれない。
飲酒運転をして捕まった人は、
「今まで飲酒運転をしても事故を起こさなかったから、今日も大丈夫。」
「少ししか飲んでいないから運転して帰ろう。」
「飲酒しても、いつもどおり運転できる。」
「深夜なら人も歩いていないから安心。」
「酒が多少残っている程度では事故を起こさず運転できる。」
などと弁明していますが、交通事故を起こして人を死傷させてしまった加害者のその後を知っていますか？
後悔、苦悩、煩悶…飲酒運転受刑者の手記をご覧ください。

自転車利用時はヘルメットを着用しよ

ヘルメットの着用促進に向けた啓発動画や特設サイトをご覧ください！

自転車乗車用ヘルメット着用率向上に向けた取組【千葉県ホームページ】

※自転車乗用中の交通事故で亡くなられた方の約６割が頭部に致命傷を負っています。ヘルメットを着用し、大切な命を守りましょう。

水害から身を守るために

浸水が懸念されるときは、車での移動を控えてください。
冠水した道路への進入は、命に関わる危険があります。
安全を最優先に行動しましょう！

災害に備えて ドライバーの心得【千葉県警察ホームページ】

水没しないために

○ 交差する道路や鉄道の下を通過する**アンダーパス**（立体交差）は冠水のおそれがあるため、通行しない。

○ 進行しようとする道路が冠水している場合には、**進まず引き返す。**

写真の出典：「災害時における緊急脱出の避難に着行動に関する調査研究（II）」（自動車安全運転センター）

もしも水没したら

○ 水没で車のドアが開かなくなった場合に備え、**緊急脱出用ハンマー**をすぐに取り出せるよう運転席近くに備え付ける。

○ 車のガラスを割る際は、**割れやすいサイドガラスの窓枠付近**を叩く。

写真の出典：警視庁警備部災害対策課

令和８年 冬の交通安全運動実施要綱

運　動　名

令和８年　冬の交通安全運動

ちば 交通安全

期　　間

１２月１０日（木）から１２月１９日（土）までの１０日間

目　　的

年末は、飲酒の機会が増え、飲酒運転による交通事故の発生が懸念されます。さらに、この時期は、日没が早く日の出も遅いことから、夕暮れ・夜間・明け方の交通事故の増加も心配されます。
運動期間中に、交通安全教育や広報啓発活動を集中的に展開することにより、県民一人一人が交通ルールを遵守し、正しい交通マナーを実践し、交通事故の防止を図ることを目的に実施します。

スローガン

飲酒運転は絶対しない、させない、許さない

運　動　重　点

1　飲酒運転の根絶に向けた取組の推進
2　夕暮れ・夜間・明け方における交通事故防止
3　自転車の交通ルールの理解・遵守の徹底とヘルメットの着用促進

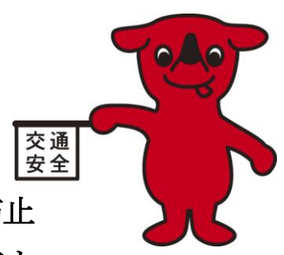

チーバくん

【主唱　千葉県交通安全対策推進委員会】

運　　動　　重　　点

1　飲酒運転の根絶に向けた取組の推進

　飲酒運転は、いまだに後を絶たず、運転者だけでなく家族や周りの方まで不幸にするとても悪質な行為です。家族・職場・地域において、飲酒運転の危険性について共有し、みんなで「飲酒運転は絶対しない、させない、許さない」社会を実現しましょう。

【　推進事項　】

（1）「千葉県飲酒運転の根絶を実現するための条例」の周知と「千葉県飲酒運転根絶計画」で定められた目標の達成に向けた取組の推進

【千葉県飲酒運転の根絶を実現するための条例の概要】

県民の役割

●飲酒運転をしない。
●飲酒が身体に及ぼす影響について理解を深める。
●身の回りで飲酒運転の根絶を図るための取り組みに努める。
●飲酒運転を見つけたら警察へ通報するよう努める。

すべての事業者の役割など

●車を運転する際の運転者の飲酒の有無の確認に努める。
●従業員に対し飲酒運転根絶に関する教育、指導などに努める。
●従業員が通勤中に違反した場合
　▶県から事業者に違反した事実を通知。
　▶事業者は、アルコールチェックや教育、指導などを行わなければならない。

飲食店の役割など

●ポスターなどの飲酒運転根絶に関する啓発文書の掲示に努める。
●利用客の交通手段の確認に努め、利用客が飲酒運転をするおそれがあるときは防止に努める。
●酒類を提供した利用客が違反した場合
　▶県から飲食店に違反した事実を通知。
　▶飲食店は、ポスター掲示や交通手段の確認の徹底などを行わなければならない。
　▶1年以内に再度通知を受けた場合、県から飲酒運転防止措置に関する指示が行われる。
　▶指示に従わないときは、県は店名などを公表し、指示書の掲示を命令する。
　▶指示書を掲示しないときは５万円以下の過料

その他、酒類小売業者、タクシー事業者、運転代行業者、駐車場所有者、イベント等主催者などの役割についても規定されています。
詳しくは、ホームページをご覧ください。
千葉県　根絶　条例　検索

（2）事業者・飲食店に対する飲酒運転根絶宣言の積極的な働き掛け

　千葉県では、飲酒運転の根絶を宣言する事業所と飲食店の登録を行っています。登録後、県が登録証の交付、啓発物資の配布、事業所名又は飲食店名及び所在地（市町村名のみ）を県ホームページに掲載（同意が得られた場合に限る）を行います。

飲酒運転根絶宣言
事業所・店の募集・登録
【千葉県ホームページ】

（3）飲酒運転や周辺者三罪（同乗罪、車両提供罪、酒類提供罪）の取締りによる悪質運転者の排除

　飲酒運転をしている運転者に関する情報、飲酒運転を助長している店舗に関する情報などがあれば、「飲酒運転取締りメールＢＯＸ」を活用してください。

飲酒運転取締りメールＢＯＸ
【千葉県警察ホームページ】

※　緊急性がある場合は、迷わず１１０番通報してください。

（4）ハンドルキーパー運動の普及促進

　この運動は、「自動車で仲間や知人と飲食店などへ行く場合、お酒を飲まない人（ハンドルキーパー）を決め、その人が自動車の運転をして仲間などを送り届ける。」というものです。

　ハンドルキーパーがいないときは、運転代行を手配しておきましょう。

ハンドルキーパー

認定自動車運転代行業者一覧表
【千葉県警察ホームページ】

2　夕暮れ・夜間・明け方における交通事故防止

【時間帯別の歩行中死者・重傷者数】

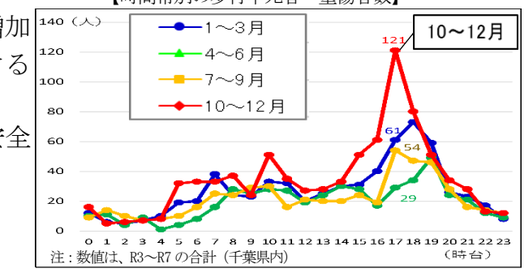

注：数値は、R3～R7の合計（千葉県内）

　年末は、夕暮れ・夜間・明け方の交通事故が増加する傾向にあります。特に、午後５時台における歩行中に係る重大事故が増加します。

　みんながともに交通事故防止の意識をもって安全行動を心掛けましょう。

【　推進事項　】

（1）歩行者の交通ルールの理解・遵守の徹底

○　歩行者による横断意思の明示（手を上げる、手で合図する、運転者と目を合わせるなど）
○　横断歩道を渡る、信号を守ること等の基本的な交通ルールや歩きスマホの危険性の周知
○　「キラリアップ☆ちば」による反射材の着用促進
　（キ：危険を回避、ラ：ライトアップ、リ：リフレクター（反射材）やＬＥＤライト）
○　参加、体験、実践型の交通安全教育の推進

（2）運転者の歩行者優先意識等の徹底

○　「ゼブラ・ストップ」の徹底　①早めのライト点灯と小まめな切り替え、②反射材活用、③右からの横断者にも注意
（横断歩道手前での前方確認、ブレーキ操作、３（サン）・ライトの徹底、確実なストップ）
○　令和８年９月１日から、生活道路において法定速度が３０キロメートル毎時になったことの広報啓発の推進

3　自転車の交通ルールの理解・遵守の徹底とヘルメットの着用促進

【自転車乗車用ヘルメット着用率調査結果・警察庁】

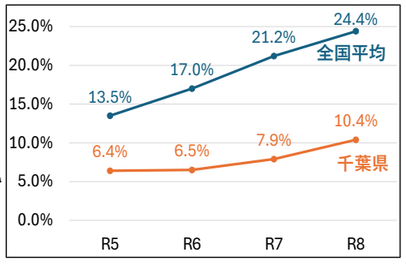

　自転車は運転免許が必要なく、誰でも、いつでも気軽に運転することができますが、車の仲間です。運転に必要な技能、知識等を身に付け、交通ルールを守りましょう。

　また、令和８年の千葉県における自転車乗車用ヘルメット着用率は、全国平均２４．４％に対して１０．４％と低い状況です。命を守るため、ヘルメットを着用しましょう。

【　推進事項　】

（1）自転車利用時の交通ルールの理解・遵守の徹底

○　飲酒運転、ながらスマホ、信号無視、一時不停止、夜間の無灯火走行等の基本的な交通ルールの理解・遵守の徹底を促す取組の推進
○　令和８年４月１日施行の１６歳以上の交通違反に対する交通反則通告制度の周知
※　警察官が、取締り現場で現金を受け取ることはありません。
○　「ちばサイクルール」の周知

（2）自転車利用時の乗車用ヘルメットの着用促進

○　全ての自転車利用者に対する乗車用ヘルメットの着用促進
○　乗車用ヘルメット着用の必要性・効果に関する理解を深めさせる交通安全教育の推進

ヘルメット購入補助を行っている市町村ホームページリンク先
【千葉県ホームページ】

自転車の交通ルールガイドブック
【千葉県警察ホームページ】